

令和7年度 第1回 別府市国民健康保険運営協議会

諮問事項

国民健康保険税率及び国民健康保険税賦課限度額の改正について

1. 令和8年度国保事業納付金及び標準保険料率について.....	2
2. 令和7年度国民健康保険税率の県下状況について.....	3
3. 令和8年度国民健康保険税率等改正(案)の概要.....	4
4. 国民健康保険税率の改正理由について.....	6
5. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について.....	8
6. 現行保険税率と改正(案)保険税率による保険税額の比較.....	10

1 令和8年度国保事業費納付金及び標準保険料率について

大分県より県内市町村に対し、県国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と市町村ごとの標準的な保険料率の水準である「標準保険料率」が示されました。（速報値であるため修正の可能性があります）

① 国保事業費納付金と必要保険税額

	令和7年度	令和8年度	増減
国保事業費納付金	2,927,662千円	2,984,369千円	56,707千円

※国保事業費納付金は、翌年度の県全体の医療費推計や県全体に係る公費などの収支見込を基に県が算定し、市町村が納付する額は所得水準や被保険者数・世帯数、医療費水準により按分され決定されます。

	令和7年度	令和8年度	増減
県の示す必要保険税額	2,155,799千円	2,173,814千円	18,015千円
一人当たり必要保険税額	118,243円	120,948円	2,705円

※必要保険税額は、県が国保事業費納付金の額から市町村ごとの公費などの収支見込などを加減算定して市町村に示します。数値は軽減前のもので、実際は所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置が行われます。

② 標準保険料率と現行保険税率

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
A：標準保険料率	15.29%	49,028円	29,649円	41円
B：現行保険税率	14.42%	42,000円	31,600円	0円
差：A－B	0.87%	7,028円	▲1,951円	41円

2 令和7年度国民健康保険税率の県下状況について

- ・ 令和7年度の県内各市町村の国民健康保険税率は以下のとおりです。
- ・ 令和6年度の税率から引上改定があったものは青字、引下改定があったものは赤字で表示しています。

単位：円

区分	大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	姫島	日出	九重	玖珠	豊後大野	由布	国東	
医療給付費分	所得割額(税率)	8.65%	9.30%	8.72%	8.34%	9.50%	9.50%	9.50%	9.60%	10.40%	10.50%	9.00%	6.72%	9.02%	9.80%	9.85%	9.50%	9.92%	8.40%
	均等割額	26,500	25,200	22,700	24,800	26,000	22,500	26,000	28,500	28,000	26,000	23,500	17,400	29,400	29,500	28,000	24,000	30,000	23,600
	平等割額	25,700	20,000	17,700	18,500	23,000	20,000	17,600	18,600	22,300	22,000	18,500	14,900	24,000	26,000	26,000	19,000	19,300	16,200
後期支援助金分	所得割額(税率)	2.49%	2.40%	2.53%	3.15%	2.16%	2.10%	2.50%	3.43%	2.50%	2.80%	3.32%	2.12%	3.08%	3.50%	2.80%	2.90%	3.49%	2.50%
	均等割額	7,700	7,000	7,400	9,100	6,600	6,100	7,300	10,100	6,500	7,000	9,100	5,600	9,800	10,000	8,100	8,600	10,500	7,900
	平等割額	6,900	4,600	5,000	6,800	5,100	4,500	4,800	6,600	5,200	5,700	6,100	4,600	8,000	7,600	6,800	6,600	6,800	7,200
介護納付金分	所得割額(税率)	2.50%	2.72%	2.64%	2.26%	1.83%	1.95%	1.83%	3.07%	1.85%	2.50%	3.06%	1.16%	2.86%	3.10%	2.30%	2.70%	3.26%	2.20%
	均等割額	8,700	9,800	9,200	9,600	7,900	7,300	6,600	10,900	7,400	8,500	10,100	4,000	10,700	10,500	9,000	8,800	11,500	8,300
	平等割額	5,900	7,000	4,700	5,100	4,500	4,500	4,000	5,400	4,700	5,500	5,100	2,700	6,600	6,400	5,500	5,000	5,700	5,800

(参考：大分県ホームページ掲載資料)

3 令和8年度国民健康保険税率等改正(案)の概要

「子ども・子育て支援納付金分」の新設

1

- 「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、令和8年4月分の国民健康保険税から「子ども・子育て支援納付金分」が新設されます。「子ども・子育て支援金制度」とは全世代や全経済主体から医療保険料とあわせて拠出された支援金で、子育て世帯を社会全体で支援する仕組みです。
- 「子ども・子育て支援納付金分」の所得割額（税率）を0.35%、均等割額を1,100円、18歳以上均等割額を100円、平等割額を800円とします。また、賦課限度額については所要の措置を講じます。

「医療給付費分」の所得割額、均等割額、平等割額の引き下げ

2

- 「子ども・子育て支援納付金分」の増額相当分を、「医療給付費分」の所得割額（税率）、均等割額、平等割額の引き下げを行うことで全体の負担を軽減します。
- 「医療給付費分」の所得割額（税率）を9.30%から8.95%へ、均等割額を25,200円から24,000円へ、平等割額を20,000円から19,200円へそれぞれ引き下げます。

「医療給付費分」の賦課限度額の引き上げ

3

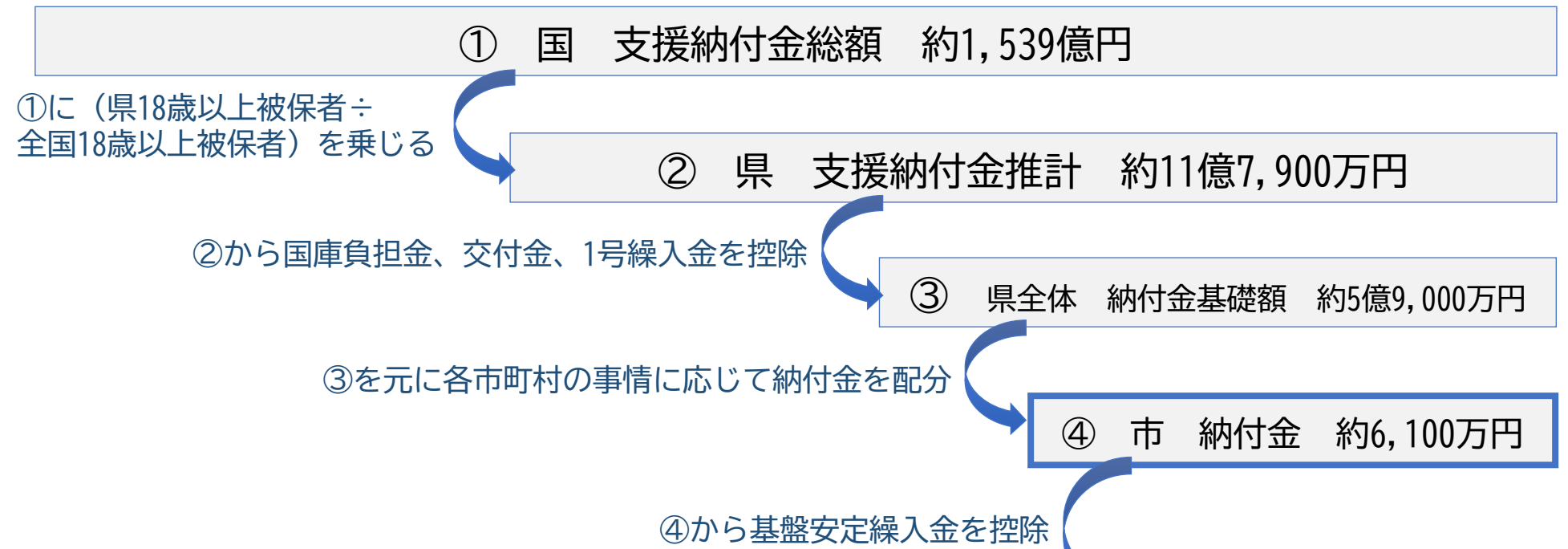
- 「医療給付費分」の賦課限度額がこれまでの66万円から67万円に引き上げられることが、令和7年12月26日に閣議決定されました。

3 令和8年度国民健康保険税率等改正(案)の概要

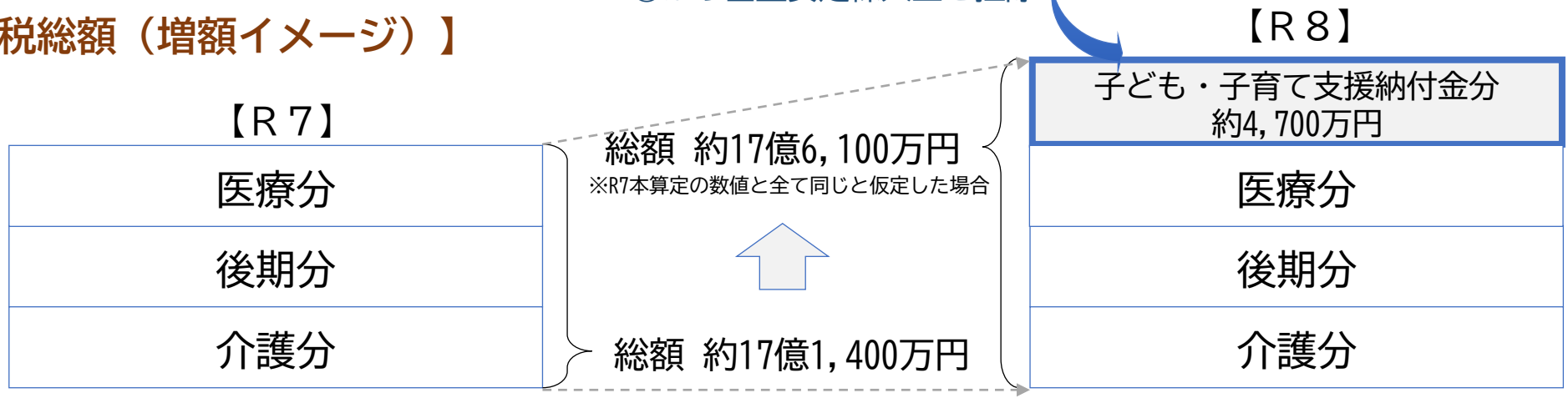
区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	改正案	増減	備考(前回改正)
医療給付費分	所得割額(税率)	9.80%	9.30%	9.30%	9.30%	8.95%	▲0.35%	R5年度(9.80%⇒9.30%)
	均等割額	27,200円	25,200円	25,200円	25,200円	24,000円	▲1,200円	R5年度(27,200⇒25,200)
	平等割額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	19,200円	▲800円	R4年度(23,000⇒20,000)
	限度額	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円	670,000円	10,000円	R7年度 (650,000⇒660,000)
後期高齢者支援金分	所得割額(税率)	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%		H27年度(2.45%⇒2.40%)
	均等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		H25年度(6,000⇒7,000)
	平等割額	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円		H24年度(4,200⇒4,600)
	限度額	200,000円	220,000円	240,000円	260,000円	260,000円		R7年度 (240,000⇒260,000)
介護納付金分	所得割額(税率)	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%		H27年度(2.85%⇒2.72%)
	均等割額	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円		H21年度(9,500⇒9,800)
	平等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		H21年度(8,200⇒7,000)
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円		R2年(160,000⇒170,000)
子ども・子育て支援納付金分	所得割額(税率)					0.35%	0.35%	
	均等割額					1,100円	1,100円	
	18歳以上均等割額					100円	100円	
	平等割額					800円	800円	
	限度額					未定		

4 国民健康保険税率の改正理由について（補足1）

【子ども・子育て支援納付金（配分イメージ）】



【課税総額（増額イメージ）】



4 国民健康保険税率の改正理由について (補足2)

	【R7 一人当たり76,539円※】				【R8 一人当たり76,943円 (対比+404円)】		
【 現 行 】	所得割	医療分 均等割 後期分 介護分	平等割	増税	子ども・子育て支援納付金分		
					所得割	均等割 後期分	平等割
						介護分	
	※一人当たり税額 = 調定額 / 被保険者数 (R7.6.1時点)				(R7本算定の数値と全て同じと仮定した場合)		

子ども・子育て支援納付金分の増額相当部分については、
医療給付費分の所得割額、均等割額、平等割額の引き下げを行う



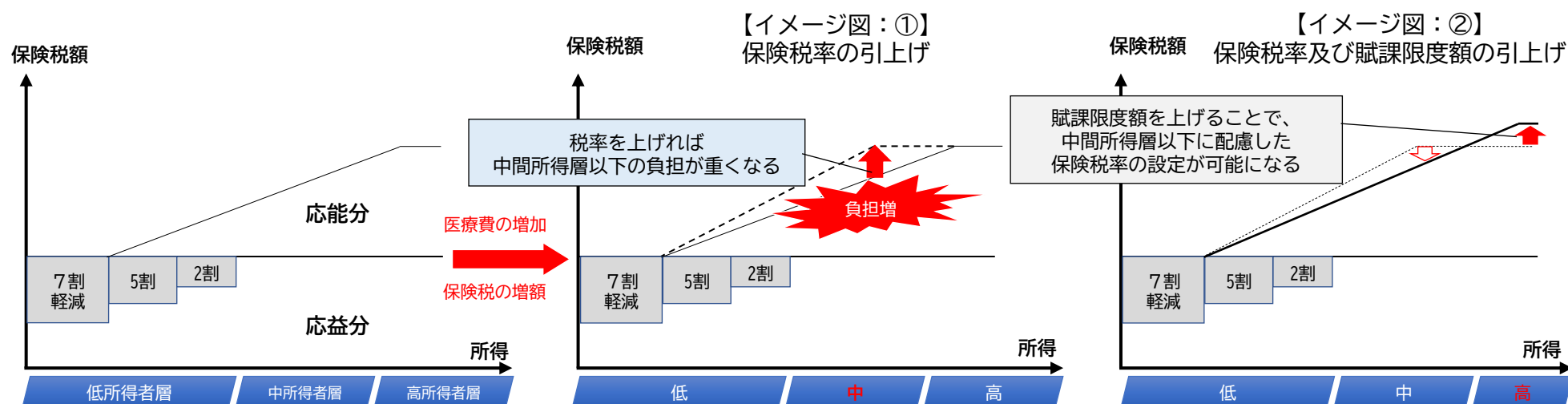
	【R7 一人当たり76,539円※】				【R8 一人当たり75,787円 (対比▲752円)】			
【 改 正 案 】	所得割 9.30%	均等割 25,200 医療分	平等割 20,000	増税	所得割 (+0.35%)	均等割 (+1,100)	平等割 (+800)	
		後期分			減税	所得割 8.95% (▲0.35%)	均等割 24,000 (▲1,200)	平等割 19,200 (▲800)
		介護分				据置		後期分
							介護分	
	※一人当たり税額 = 調定額 / 被保険者数 (R7.6.1時点)				(R7本算定の数値と全て同じと仮定した場合)			

5 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について

令和7年12月26日に閣議決定された税制改正大綱において、国民健康保険税の負担限度額(医療給付費分)の引き上げが施行される予定となりました。

賦課限度額を引き上げる背景

- 国保税の負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から被保険者の税負担に一定の限度を設けています。
- 高齢化等により医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得は十分に伸びない状況において、税負担の上限を引き上げずに、税率の引上げにより必要な税収入を確保しようとした場合、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなります。【イメージ図：①】
- そこで税負担の上限を引上げることで、高所得者層に負担いただくことにはなりますが、中間所得層以下の被保険者に配慮した保険税の設定が可能となります。【イメージ図：②】

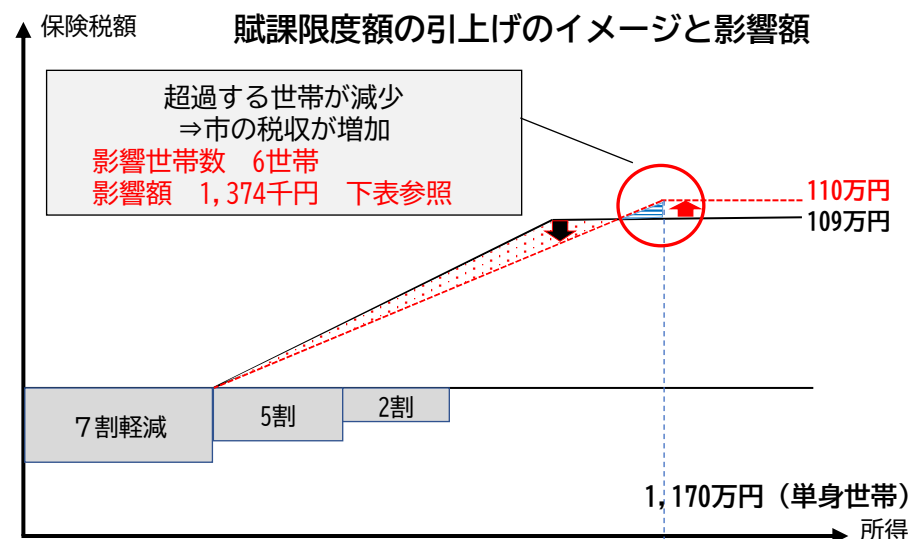


5 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について（補足1）

今回の引き上げに伴う影響

- 令和8年度の国保税の賦課限度額は、現行の109万円から110万円に引き上げられる予定です。
- 内訳は医療給付費分が1万円の増加、後期支援分、介護納付分は据置きの予定です。（右表参照）
- 国の推計によれば、今回の賦課限度額の引き上げに該当する世帯は、単身世帯で例えると給与（年金）収入が1,170万円以上の世帯になり、総世帯の約1.43%と見込まれています。なお別府市における同条件の世帯は、総世帯の約0.77%（136世帯）です。
- 今回の改正で限度額を超える世帯は現行の142世帯から136世帯に減少する見込みです。（右表参照）

	医療給付費分	後期支援分	介護納付金分	合計
引き上げ前	66万円	26万円	17万円	109万円
引き上げ後 (引き上げ幅)	67万円 (1万)	26万円 (据置)	17万円 (据置)	110万円 (1万)



改正前(引き上げ前)		改正後(引き上げ後)		影響	
世帯	超過額	世帯	超過額	世帯	超過額
142	175,932千円	136	174,558千円	▲6	▲1,374千円

6 改正(案)保険税と現行保険税の比較

今回の改正による税額への影響をモデルケース別に比較

モデルケース① (世帯主：45歳・所得300万円、妻：44歳・所得50万円、子：17歳・所得無、子：13歳・所得無)

現行	税額
医療分	366,300円
後期分	95,900円
介護分	98,400円
-	-
計	560,600円



改正案	税額
医療分	351,400円
後期分	95,900円
介護分	98,400円
子ども分	12,200円
計	557,900円

差額
▲14,900円
0円
0円
12,200円
▲2,700円

モデルケース② (世帯主：70歳・所得70万円)

現行	税額
医療分	47,700円
後期分	12,200円
介護分	0円
-	-
計	59,900円



改正案	税額
医療分	45,700円
後期分	12,200円
介護分	0円
子ども分	1,800円
計	59,700円

差額
▲2,000円
0円
0円
1,800円
▲200円

モデルケース③ (世帯主：65歳・所得975万円)

現行	税額
医療分	660,000円
後期分	235,200円
介護分	170,000円
-	-
計	1,065,200円



改正案	税額
医療分	670,000円
後期分	235,200円
介護分	170,000円
子ども分	30,000円
計	1,105,200円

差額
10,000円
0円
0円
30,000円
40,000円